



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考・URL
外食	飲食店	<p><b>Restaurant License</b> (提出書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の身分証明書の写し</li> <li>申請者の写真</li> <li>店舗の所有権を証明する書類</li> <li>店舗の場所を示す写真3種類(周辺、外観、内観)。排気筒が設置されていることが明確に分かるもの。</li> <li>近隣住民10人からの同意書</li> <li>酒類許可証(liquor license)※酒類を取扱わない場合は、その旨の誓約書</li> <li>タウンシップ消防署からの推薦レター</li> <li>タウンシップ開発委員会の保健担当部署からの推薦レター</li> <li>その他、必要に応じて提出を求められる書類</li> </ul> <p>(所要期間) 各申請者によって異なるが、少なくとも数週間はかかるとのこと。</p> <p>(登録料) 店舗の場所や建物の大きさ等によって異なる。地区又はタウンシップ開発委員会が実地検査のあとで登録料の金額を決定する。</p>	<p>タウンシップ開発委員会に申請し、上位の地区開発委員会が判断、営業許可を発行する。事業規模が大きい場合や複雑な場合は、より上位の開発委員会(ヤンゴン地域であればヤンゴン市開発委員会(YCDC)、マンダレー地域であればマンダレー市開発委員会(MCDC)が判断する。</p>	<p><a href="http://www.ycdc.gov.mm/content.php?page=%E1%80%9D%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%86%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%84%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF-%E1%80%85%E1%80%AE%E1%80%99%E1%80%B6%E1%80%9B%E1%80%B1%E1%80%B8%E1%80%9B%E1%80%AC%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94">http://www.ycdc.gov.mm/content.php?page=%E1%80%9D%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%86%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%84%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF-%E1%80%85%E1%80%AE%E1%80%99%E1%80%B6%E1%80%9B%E1%80%B1%E1%80%B8%E1%80%9B%E1%80%AC%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94</a></p>
	※アルコール飲料を扱う場合	<p><b>Liquor License</b></p> <p>タウンシップ行政事務所によって発行されるが、同事務所によると、2000年以降、リカー・ライセンスは、ミャンマー会社であるか外国会社であるかを問わず、新規に発行されていない。実態として、リカー・ライセンスの取得が必要な場合は、既に保有している者から譲渡してもらい、名義変更及びタウンシップの変更(店舗が所在するタウンシップがライセンスを取得したタウンシップと異なる場合)を行う。変更手続きの所要期間はケースや管轄タウンシップ、担当職員によって異なるが、数カ月かかるため、変更手続きの完了前に事業開始の申請をすることができる。</p> <p>リカー・ライセンスの取得手続きについては毎年見直されているが、2000年以降当該手続きについての規定が発行されておらず、施行の具体的な見通しはない。</p>		



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考・URL
小売	小売	<p><b>小売の営業許可 (Retail Business License)</b> (提出書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者の身分証明書(NRC (ミャンマー国民)又はパスポート(外国人)、写真3枚)</li> <li>2. 近隣住民10人からの推薦状</li> <li>3. 土地又は店舗の賃貸契約書</li> <li>4. (外国人の場合)MIC許可</li> <li>5. 消防署からの推薦レター</li> <li>6. 写真(外観及び内観)</li> <li>7. 発電所の行政官からの推薦レター</li> <li>8. ヤンゴン開発委員会の保健担当部署からの推薦レター</li> <li>9. 関連省庁又は機関からの推薦レター</li> <li>10. 酒類を取扱わない場合は、その旨の誓約書</li> </ol> <p>(所要期間) 各案件によって異なるとのこと。 (登録料) 店舗の場所や建物の大きさ等によって異なる。地区又はタウンシップ開発委員会が実地検査のあとで登録料の金額を決定する。 ※同一オーナーであっても店舗ごとに営業許可の申請、取得が必要。</p>	<p>タウンシップ開発委員会に申請し、上位の地区開発委員会 が判断、営業許可を発行する。事業規模が大きい場合や複雑な場合は、より上位の開発委員会(ヤンゴン地域であればヤンゴン市開発委員会(YCDC)、マンダレー地域であればマンダレー市開発委員会(MCDC)が判断する。</p>	
	小売 (Private Market)	<p><b>Private Market (大規模小売)</b> 上記に加えて、以下の書類の提出が求められる。なお、Private Marketか否かの決定は、事業の規模(店舗面積、取り扱い商品の種類、資本規模)等によって、地区開発委員会によって決定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11. 店舗の地図</li> <li>12. 駐車場</li> </ol>		
	製造小売業	<p><b>製造小売業</b> (提出書類) 上記1~12(11,12はPrivate Marketの場合)に加え、以下の書類が求められる。 13. 販売商品の製造許可の提示(飲食品、化粧品、薬品など、製造許可が必要な場合) (所要期間) 各案件によって異なるとのこと。 (登録料) 店舗の場所や建物の大きさ等によって異なる。地区又はタウンシップ開発委員会が実地検査のあとで登録料の金額を決定する。</p>		



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考・URL
理美容	美容院、ビューティーサロン	<p><b>Factory and Public Business License (提出書類)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の身分証明書の写し</li> <li>申請者の写真</li> <li>店舗の所有権を証明する文書(賃貸契約書など)</li> <li>店舗の場所を示す写真3種類(周辺、外観、内観)。</li> <li>近隣住民10人からの同意書</li> <li>タウンシップ消防署からの推薦レター</li> <li>タウンシップ発電所の行政官からの推薦レター</li> <li>タウンシップ開発委員会の保健担当部署からの推薦レター</li> <li>書類提出後、現場視察がある。</li> <li>その他、必要に応じて提出を求められる書類</li> <li>承認から2週間以内に承認され、登録料の支払い後にタウンシップオフィスからライセンスが発行される。</li> </ul> <p><b>(所要期間)</b> 申請から許可証が発行されるまで最低1か月かかる。</p> <p><b>(登録料)</b> 店舗の場所や建物の大きさ等によって異なる。地区又はタウンシップ開発委員会が実地検査のあとで登録料の金額を決定する。</p>	<p>タウンシップ開発委員会に申請し、上位の地区開発委員会が判断、営業許可を発行する。事業規模が大きい場合や複雑な場合は、より上位の開発委員会(ヤンゴン地域であればヤンゴン市開発委員会(YCDC)、マンダレー地域であればマンダレー市開発委員会(MCDC)が判断する。</p>	<p><a href="http://www.ycdc.gov.mm/content.php?page=%E1%80%9D%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%86%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%84%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF-%E1%80%85%E1%80%AE%E1%80%99%E1%80%B6%E1%80%9B%E1%80%B1%E1%80%B8%E1%80%9B%E1%80%AC%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94">http://www.ycdc.gov.mm/content.php?page=%E1%80%9D%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%86%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%84%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF-%E1%80%85%E1%80%AE%E1%80%99%E1%80%B6%E1%80%9B%E1%80%B1%E1%80%B8%E1%80%9B%E1%80%AC%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94</a></p>
学習塾	語学センター	<p><b>Factory and Public Business License (提出書類)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の身分証明書の写し</li> <li>申請者の写真</li> <li>店舗の所有権を証明する文書(賃貸契約書など)</li> <li>店舗の場所を示す写真3種類(周辺、外観、内観)。</li> <li>近隣住民10人からの同意書</li> <li>タウンシップ消防署からの推薦レター</li> <li>タウンシップ発電所の行政官からの推薦レター</li> <li>タウンシップ開発委員会の保健担当部署からの推薦レター</li> <li>申請者の資格(教育関連の資格)</li> <li>教育省からの推薦レター</li> <li>その他、必要に応じて提出を求められる書類</li> </ul> <p><b>(所要期間)</b> ケースによって異なる。</p> <p><b>(登録料)</b> 店舗の場所や建物の大きさ等によって異なる。地区又はタウンシップ開発委員会が実地検査のあとで登録料の金額を決定する。</p>	<p>タウンシップ開発委員会に申請し、上位の地区開発委員会が判断、営業許可を発行する。事業規模が大きい場合や複雑な場合は、より上位の開発委員会(ヤンゴン地域であればヤンゴン市開発委員会(YCDC)、マンダレー地域であればマンダレー市開発委員会(MCDC)が判断する。</p>	<p><a href="http://www.ycdc.gov.mm/content.php?page=%E1%80%9D%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%86%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%84%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF-%E1%80%85%E1%80%AE%E1%80%99%E1%80%B6%E1%80%9B%E1%80%B1%E1%80%B8%E1%80%9B%E1%80%AC%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94">http://www.ycdc.gov.mm/content.php?page=%E1%80%9D%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%86%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%84%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF-%E1%80%85%E1%80%AE%E1%80%99%E1%80%B6%E1%80%9B%E1%80%B1%E1%80%B8%E1%80%9B%E1%80%AC%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94</a></p>



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考・URL
フィットネス・クラブ	フィットネス・クラブ	<p><b>Factory and Public Business License</b> (提出書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の身分証明書の写し</li> <li>申請者の写真</li> <li>店舗の所有権を証明する文書(賃貸契約書など)</li> <li>店舗の場所を示す写真3種類(周辺、外観、内観)。排気筒が設置されていることが明確に分かるもの。</li> <li>近隣住民10人からの同意書</li> <li>タウンシップ消防署からの推薦レター</li> <li>タウンシップ発電所の行政官からの推薦レター</li> <li>タウンシップ開発委員会の保健担当部署からの推薦レター</li> <li>保健・スポーツ省からの推薦レター</li> <li>その他、必要に応じて提出を求められる書類</li> </ul> <p>(所要期間) ケースによって異なる。</p> <p>(登録料) 店舗の場所や建物の大きさ等によって異なる。地区又はタウンシップ開発委員会が実地検査のあとで登録料の金額を決定する。</p>	<p>タウンシップ開発委員会に申請し、上位の地区開発委員会が判断、営業許可を発行する。事業規模が大きい場合や複雑な場合は、より上位の開発委員会(ヤンゴン地域であればヤンゴン市開発委員会(YCDC)、マンダレー地域であればマンダレー市開発委員会(MCDC)が判断する。</p>	<p><a href="http://www.ycdc.gov.mm/content.php?page=%E1%80%9D%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%86%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%84%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF-%E1%80%85%E1%80%AE%E1%80%99%E1%80%B6%E1%80%9B%E1%80%B1%E1%80%B8%E1%80%9B%E1%80%AC%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94">http://www.ycdc.gov.mm/content.php?page=%E1%80%9D%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%86%E1%80%B1%E1%80%AC%E1%80%84%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF-%E1%80%85%E1%80%AE%E1%80%99%E1%80%B6%E1%80%9B%E1%80%B1%E1%80%B8%E1%80%9B%E1%80%AC%E1%80%8C%E1%80%AC%E1%80%94</a></p>